

障障発第0325001号
平成15年3月25日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準の制定に伴う
取扱い細則について

指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準の制定に伴う取扱い
(平成15年3月25日障発第0325006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
長通知)について、この実施に伴う取扱い細則は下記のとおりであるので、留意
されたい。

記

1 対象収入額について

- (1) 施設入所前の退職金は、部長通知 - 1 - (1) - カの施設入所前の臨時的な収入に該当し、収入として認定しない。
- (2) 「収入として認定しないもの」のうち、「児童手当法により支給される児童手当等」とされている「等」は、児童扶養手当及び障害基礎年金の子供の加算部分が該当する。
- (3) 心身障害者扶養共済制度は、既に障害のある者の保護者を対象に当該保護者に万一のことがあった場合、残された障害者の生活の安定を図るために設けられた制度であるという趣旨に鑑み、これによる給付金は、部長通知 - 1 - (2) - クに掲げる社会通念上収入として認定しないものとする。
- (4) 年の中途中で支給決定を受けた者についての「更生訓練費相当額」は、1年分を推計して必要経費として控除する。
なお、この場合の支給推計額は、訓練従事日数を20日以上として推計して差し支えない。
- (5) 通所者の通所のための経費は、部長通知 - 1 - (3) - エ - により更生訓練費支給要綱の通所のための経費を認定するものである。

- (6) 更生医療、補装具の給付等に係る自己負担金は、利用者本人が負担する場合に限り必要経費として認定する。
- (7) 部長通知 - 1 - (3) - キ - は、他の必要経費に加えてこの額を必要経費として認めて差し支えないものであり、この場合の世帯主とは、当該世帯の生計中心者である世帯主をいう。
- (8) 入所者から家族への仕送りは、原則として必要経費として認められない。ただし、入所者から家族へ仕送りしなかったならば、当該出身世帯が要保護世帯となる場合については、部長通知 - 1 - (3) - キにより、最低生活費の 1 . 5 倍の範囲内において実際に仕送りした額を必要経費として認定して差し支えない。

2 主たる扶養義務者等について

- (1) 主たる扶養義務者は、原則として支給決定の際に、利用者本人と同一世帯、同一生計にあった配偶者及び子（利用者本人の年齢が 20 歳未満の場合は、配偶者、父母及び子）であるが、利用者本人が支給決定前から入所している場合には出身世帯の状況で認定する。
- (2) 支給期間内に、主たる扶養義務者が転勤や離婚等の理由で転出（転出先が同一実施機関の管内である場合を除く。）した場合、新たな扶養義務者が転入してきた場合には、主たる扶養義務者とはならない。ただし、利用者本人が結婚した場合の配偶者は扶養義務者とし、その者が最多納税者である場合には翌月から主たる扶養義務者として認定する。
- (3) 夫婦のみの世帯及び親一人子一人の世帯等、扶養義務者の対象になる者が共に支給決定を受けている場合は、相互に扶養義務者とはならず、それぞれ本人分のみ支払うこと。

3 その他

- (1) 指定知的障害者通勤寮の部長通知 - 1 - (3) - ウの取扱いは、入所者の取扱いになるので留意すること。
- (2) 利用者が支給決定期間中に 20 歳になった場合、月の途中であればその翌月から利用者負担額を見直すこと。
- (3) 施設支援の暫定措置に係る入所期間の算定について、次の ~ のいずれについても通算するので留意されたい。なお、児童福祉施設の入所期間は通算しない。
 - 支援費制度施行以前の入所期間
 - 施設種別に変更があった場合
 - 同一種別で施設に変更があった場合
 - 一度退所し再び同一及び異なる種別の施設に入所した場合
 - 重複障害者が法をまたがって施設を変更した場合